

1. 成果目標、行動目標
2. **収入上限の設定及び託送料金の設定**
3. 実績収入が期初に承認された収入上限と乖離した場合の取扱い

（参考）規制期間について

- 規制期間の長短は、効率化投資のインセンティブと投資の予見性の観点から決定されるべき。
- 3年などの短い期間とすると、事業者が規制期間内に効率化を達成したことによる利益を十分に享受できないこととなり、現行の総括原価制度と比較したときのコスト削減が限定的になる懸念が大きくなる。また、長期的観点から行われるべき投資、例えば最適な配電網の構築などは、計画の立案から投資の完了・投資による効果発現までに要する期間を考慮すると、短い規制期間のうちに投資の結果が得られないため、十分な投資促進インセンティブが働かない恐れがある。
- イギリスのRIIO-1が設定した8年のような長い期間とすると、当初の申請時に提出した設備拡充計画や設備保全計画が実態と乖離するリスクが高まる。我が国を取り巻く電力ビジネスの事業環境は、欧州と同様に、今後も再エネやEVなどの需要家側リソースの導入拡大が進み、顧客のプロシューマータ化が進むことで、急速な変化の過程にあるものと考え、予見性に関するリスクは高い。
- そのため、日本における規制期間は、上記を踏まえて5年としてはどうか。

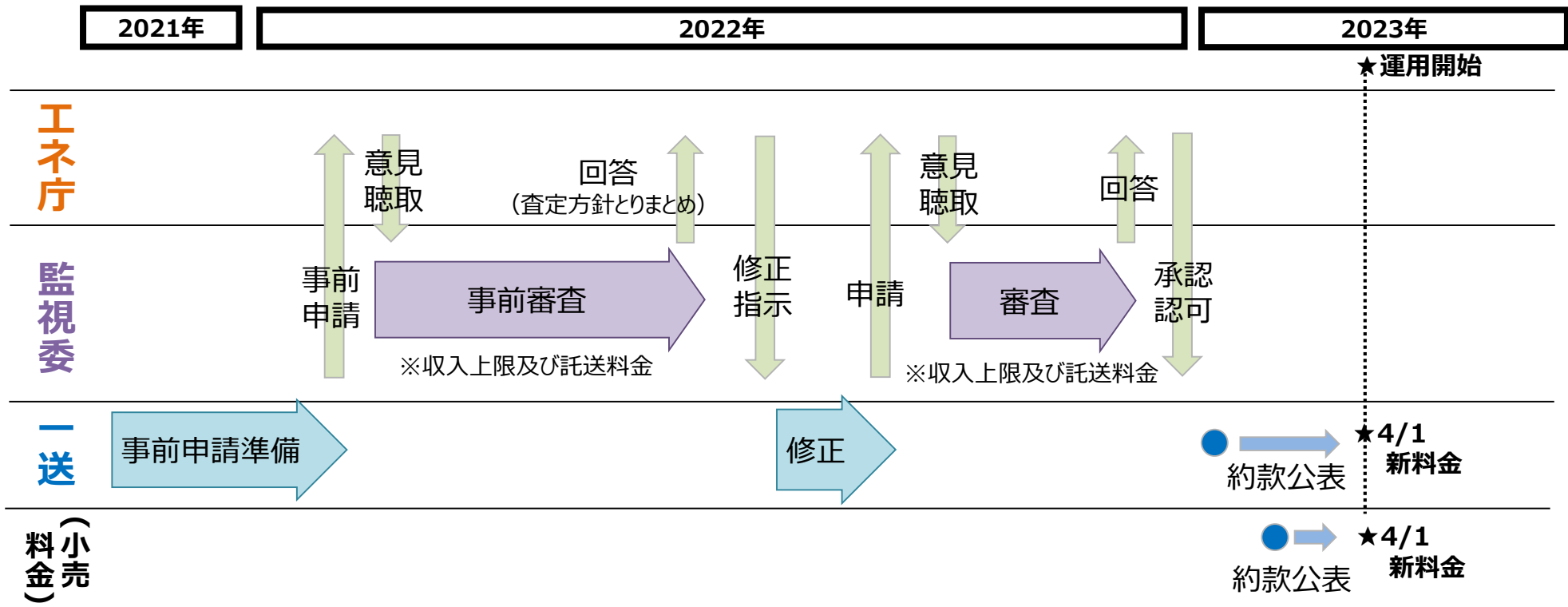
論点①：事前準備時、規制期間中、次期規制期間に向けた、申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方

(参考) 事前準備時のスケジュール、電力・ガス取引監視等委員会・消費者庁の関与

- レベニューキャップ制度の詳細設計や省令改正、審査、周知期間等を加味し、収入上限を踏まえた託送料金の開始を2023年4月1日としてはどうか。

2020年9月9日
第6回持続可能な電力システム構築小委員会資料 1

収入上限(レベニューキャップ)の審査スケジュール(案)



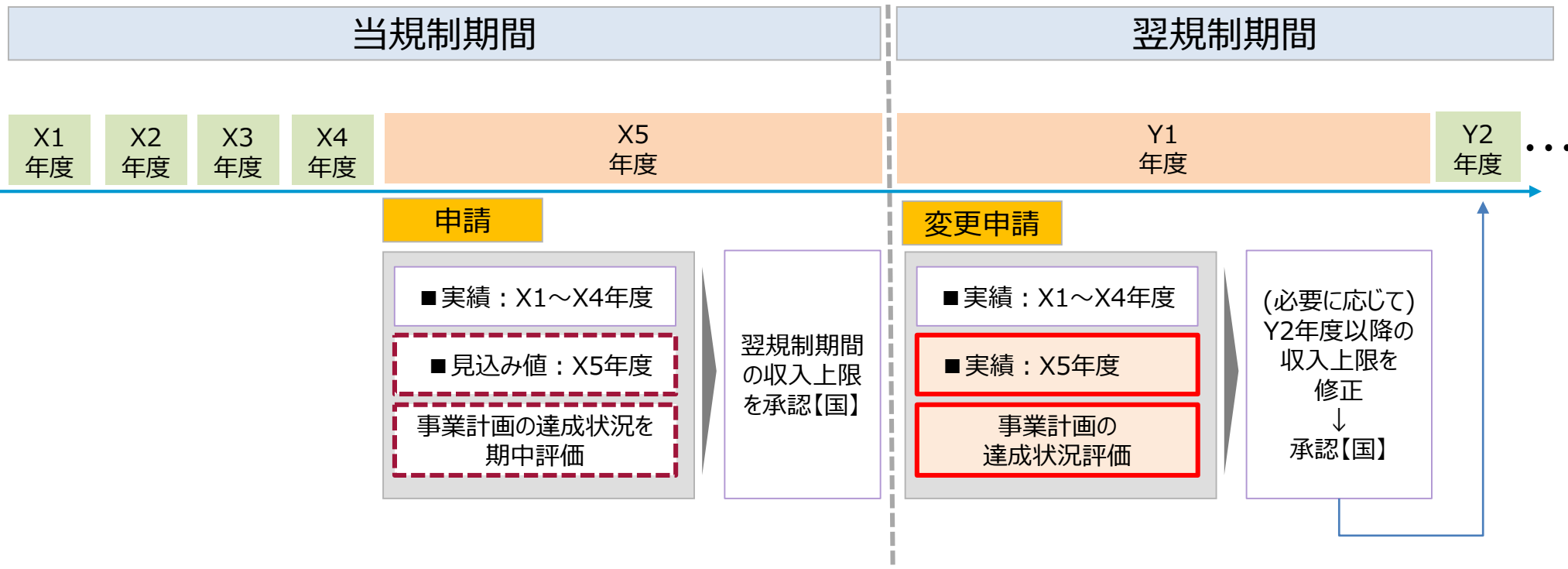
※ 改正電気事業法のレベニューキャップ制度の規定は、上記スケジュールを実施する上で、適切なタイミングで施行することを想定。

(参考) 収入上限の申請、審査のスケジュール

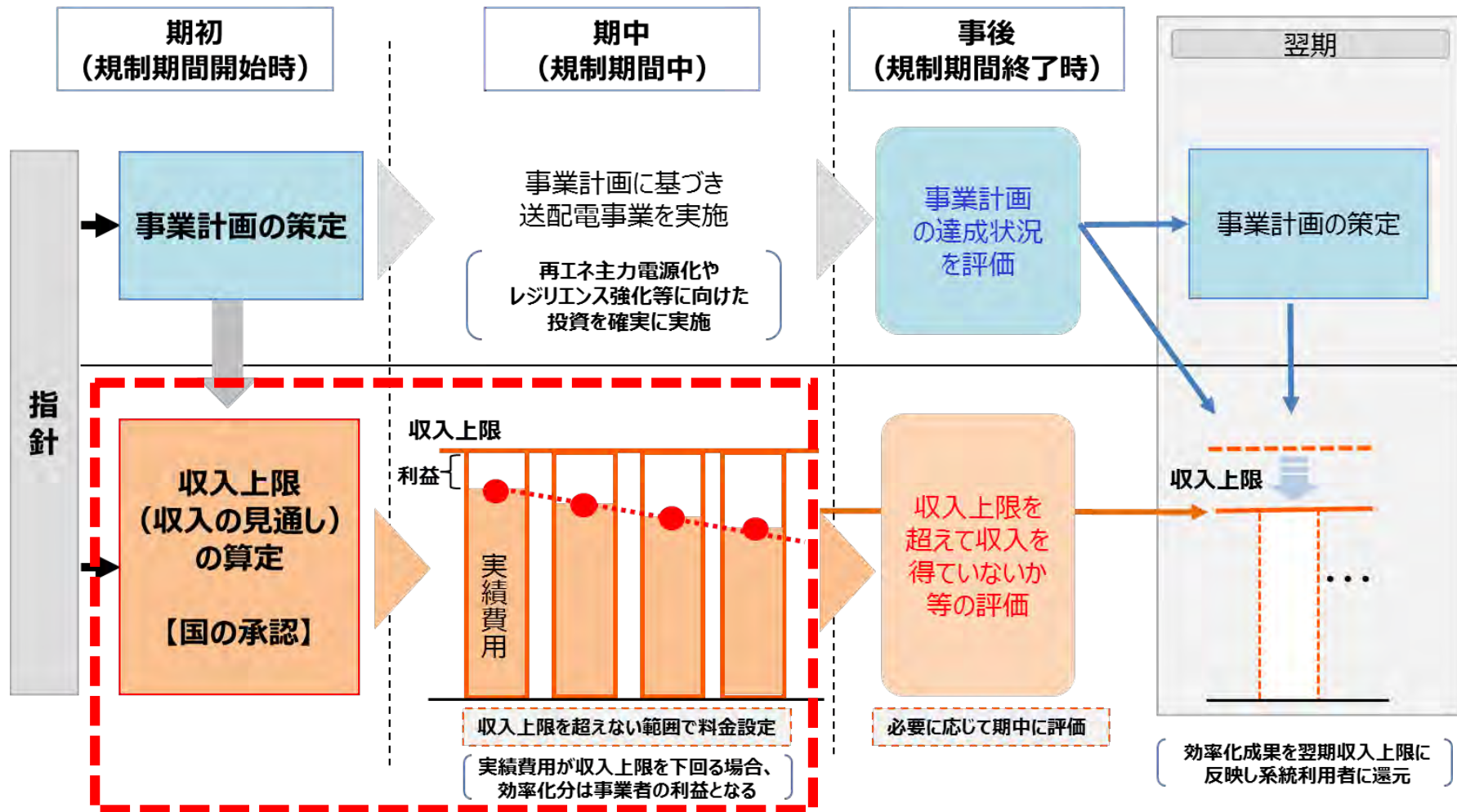
- 規制期間の最終年度に、翌規制期間の収入上限の申請、審査を行うことから、当該年度については見込み値で申請、審査を行う必要がある。
- 規制期間最終年度の実績や、規制期間を通じた事業計画の達成状況については、翌規制期間の初年度に評価を行い、その結果を踏まえて、翌年度以降に必要な収入上限の調整を実施する方向で検討を行う（※）。

(※) ただし、今後上記の案に加えて、前規制期間の最終年度と、当規制期間の4年目までの5年間の実績を対象に申請、審査を行う等の方法も比較をした上で、検討を行う。

<申請、審査のイメージ（規制期間の最終年度を見込み値で申請、審査したケース）>



論点2. 収入上限の設定と託送料金の設定について



本日も議論いただく論点

- ① 期初における収入上限及び託送料金の設定について (基本的な考え方)
- ② 期初における託送料金の設定について

論点 2 - ①. 期初における収入上限及び託送料金の設定について（基本的な考え方）

- 一般送配電事業者は、収入上限を規制期間（5年）毎に算定し、国の承認を受ける。
- 一般送配電事業者は、収入上限を超えない範囲で託送料金を算定するが、その算定方法について検討する。

収入上限の設定

一般送配電事業者は、事業計画の実施に必要な費用をもとに収入上限を5年毎に算定し、国の承認を受ける。

（託送供給等に係る収入の見通し）

第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

託送料金の設定

託送料金については、国の承認を受けた収入上限（5年毎）を超えない範囲にて、算定する。
※収入上限を超えない範囲であり、電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合、託送料金の変更が可能

（託送供給等約款）

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする

2 略

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。

二～六 略

4 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎として料金を変更する場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた託送供給等約款（次項又は第八項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第七項において同じ。）で設定した供給条件を変更することができる。

託送料金の算定方法の詳細については、一定のルール化が必要と考えるが、どのような方法とすべきか。
⇒【論点 2 - ②】

論点 2 – ②. 期初における託送料金の設定について

- 期初における託送料金の設定については、（１）５年一律の託送料金とするよう求める、（２）年度毎に異なる託送料金を設定する、の２通りが考えられる。
- 規制期間を５年に設定する趣旨を踏まえれば、（１）５年一律の託送料金とするよう求めることが適当か。
- （２）期初の時点で、年度毎に異なる託送料金を設定することについては、公平性の観点から問題があり得るが、一般送配電事業者から合理的な説明があった場合には、個別に認めることもあり得るとしてはどうか。

**（１）
５年一律の
託送料金を設定**

収入上限
(５年合計)

÷

想定需要
(５年合計)

=

託送料金
(５年一律
の料金)

**（２）
年度毎に異なる
託送料金を設定**

収入上限

①年度毎の見積費用、または
②収入上限（５年合計）
の平均値

÷

想定需要
(年度毎)

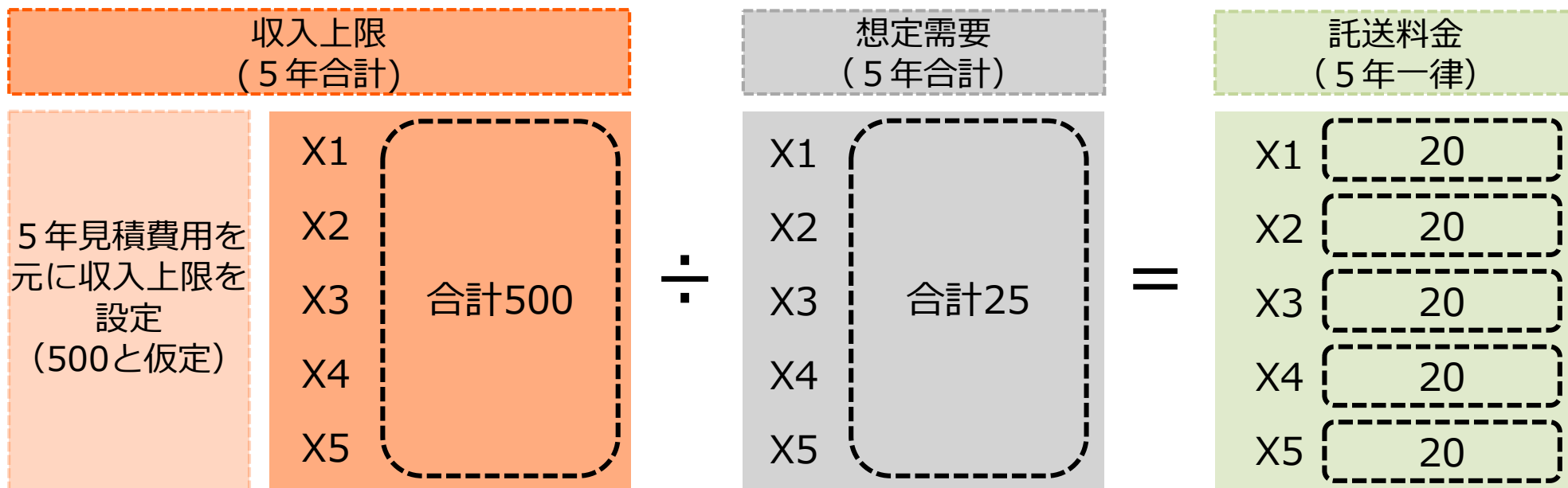
=

託送料金
(年度毎に
異なる料金)

(参考) 期初における託送料金の設定について

<案1> 5年一律の託送料金を設定する方法

- 一般送配電事業者は、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の実施に必要な費用（効率化分を含む）をもとに収入上限を算定する。
- 収入上限（5年合計）を想定需要（5年合計）で除して、託送料金（5年一律）を設定する案が考えられる。



特徴

- ✓ 期初において、規制期間（5年間）一律の託送料金が設定される。
- ✓ 一般送配電事業者の5年合計の収入（託送料金×想定需要）が、5年合計の見積費用と整合的になるよう託送料金が設定される。

(参考) 期初における託送料金の設定について

<案2> 年度毎に異なる託送料金を設定する方法①

- 一般送配電事業者は、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の実施に必要な費用（効率化分を含む）をもとに収入上限を算定する。
- 収入上限の算定に用いた各年度の見積費用を、各年度の想定需要で除して、各年度の託送料金を設定する案が考えられる。

	収入上限 ※各年度毎の見積費用		想定需要 (年度毎)		託送料金 (年度毎)
5年見積費用を元に収入上限を設定 (500と仮定)	X1	80	X1	5	16
	X2	120	X2	6	20
	X3	100	X3	4	25
	X4	60	X4	5	12
	X5	140	X5	5	28

特徴

- ✓ 期初において、各年度毎に異なる託送料金が設定される。
- ✓ 一般送配電事業者の各年度毎の収入（託送料金×想定需要）が、各年度毎の見積費用と整合的になるよう託送料金が設定される。

(参考) 期初における託送料金の設定について

<案3> 年度毎に異なる託送料金を設定する方法②

- 一般送配電事業者は、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の実施に必要な費用（効率化分を含む）をもとに収入上限を算定する。
- 収入上限（5年合計）の平均を、各年度の想定需要で除して、各年度の託送料金を設定する案が考えられる。

	収入上限 ※5年合計の平均値		想定需要 (年度毎)		託送料金 (年度毎)
5年見積費用を元に収入上限を設定 (500と仮定)	X1	100	X1	5	20
	X2	100	X2	6	16
	X3	100	X3	4	25
	X4	100	X4	5	20
	X5	100	X5	5	20

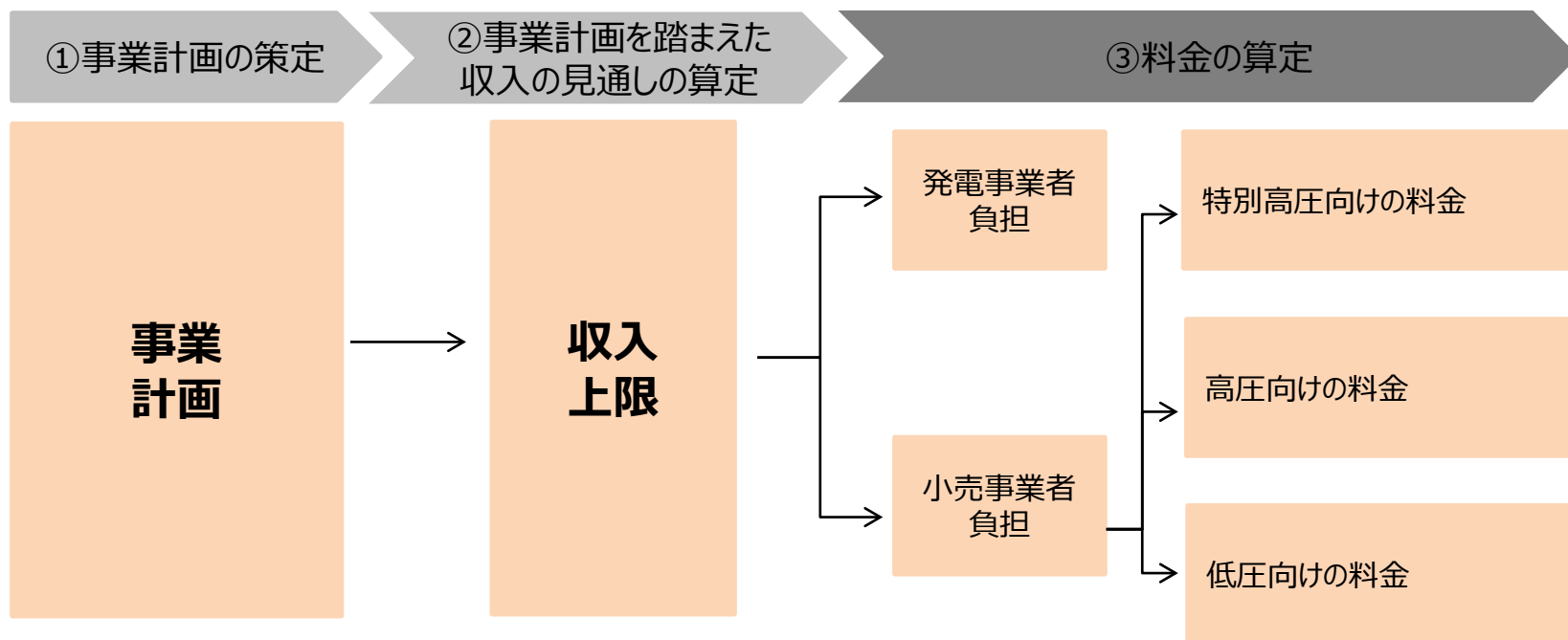
特徴

- ✓ 期初において、各年度毎に異なる託送料金が設定される。
- ✓ 一般送配電事業者の各年度毎の収入（託送料金×想定需要）が、安定的になるよう託送料金が設定される。

(参考) 料金算定に係るルール

- 期初における託送料金の設定に加えて、発電・小売間の配賦方法、電圧別の配賦方法、基本料金率の設定等、の論点もあることから、今後検討する。

イメージ



計画に必要な費用の見積

料金×想定需要(kW,kWh)が収入上限を超えない範囲で料金を設定

(注) 発電側基本料金の詳細設計については、引き続き検討を行っていく予定